

一緒に決めよう、みんなでやろう

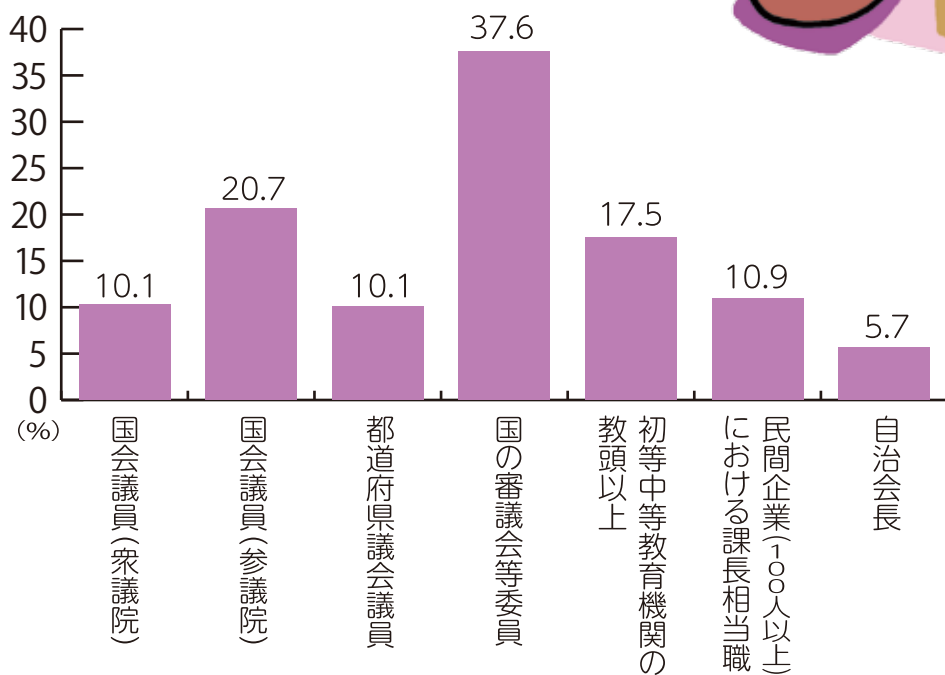
男女共同参画啓発ページ
女と男のコスモスネット
人権政策課
☎072-433-7160

男女共同参画社会をつくるためには、男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが必要です。しかし、社会のいろいろな物事を決める場面で女性が少ないという現実があります。

様々な分野の女性の割合を見てみると

国の目標(30%)を達成している分野もありますが、依然として低い水準です。(グラフ)

貝塚市では、例えば、貝塚市審議会等委員に占める女性の割合は25.4%(平成31年4月1日現在)で、少しずつですが、増えています。令和4年度末までに35%を目標に取り組んでいますので、委員の市民公募などへも積極的に応募しましょう。



資料:「平成30年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」(内閣府)



一人ひとりが「自分のこと」として

市民として

- 政治や行政に関心をもって、みんなの声でより良い社会をつくりましょう。
- 家庭でも職場でも地域でも、様々な意見を出し合って物事を決めることで、互いの理解とより良い人間関係につながります。
- だれかに責任をゆだねるのではなく、責任も結果も共に分かち合いましょう。

企業、団体では

もっと成長する組織をめざして

- 企業は、多様な人材の活用で成長をめざしましょう。
- 町会・自治会や団体は、女性や若い世代の役員を増やして活動の活性化をめざしましょう。

あなたのまわりでは 決め事は男女で 行われていますか?

【家庭編】

子どもの教育方針など家庭内の物事を決めるときは
家族で話し合っている

【職場編】

- 働きやすい職場環境について男女の意見が取り入れられている
- 昇進昇格の機会が男女均等に与えられている
- 重要な仕事は男女にかかわらず任せられている

【地域編】

- 地域の会議で男女がともに意見を出している
- 役員を選ぶときに男女にかかわらず選んでいる
- 行事の準備や美化活動などに男女がともに参加している

女性が活躍する社会に向けた法整備

国では、職場や政治分野における女性活躍を進めるための法整備が行われています。

女性活躍推進法が改正されました

雇用主である企業などに、女性が仕事で活躍する取組を義務づける法律「女性活躍推進法」が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

- 女性活躍に関する計画策定や情報公表の対象を、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大。
- 常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対して、女性活躍に関する情報公表義務の強化。
- 女性の活躍推進に関する状況などが優良な事業主への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定の創設。



「えるぼし」マーク

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されています

衆議院・参議院や地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党などが所属する男女それぞれの候補者数について目標を定めるなど、自主的に取組むよう努めることなどを定めています。